

## 熱損失防止(省エネ)改修等住宅に係る固定資産税の減額措置について

平成 26 年 4 月 1 日に既存する住宅（賃貸住宅を除く）について、対象となる省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度の固定資産税額を減額します。

※都市計画税は、減額対象となりません。

### 要件

下記の 1～3 のすべてに該当する必要があります。

1. 次のいずれかの工事を行っていること

- ・床の断熱改修工事
- ・天井の断熱改修工事
- ・壁の断熱改修工事
- ・窓の断熱改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）※必須工事

※窓の断熱改修工事は必須となります。各工事とも現行の省エネ基準に適合している必要があります。

2. 改修後の住宅の床面積が 50 平方メートル以上 280 平方メートル以下であること

3. 省エネ改修工事費が補助金等を除いた自己負担額で 60 万円を超えるものであること（断熱改修に係る工事費が 60 万円超、又は断熱改修に係る工事費が 50 万円超であって、太陽光発電装置、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて 60 万円超）

### 減額期間

省エネ改修工事に係る固定資産税減額の対象期間

工事完了時期	減額期間
令和 6 年 3 月 31 日までに改修工事が完了	翌年度の 1 年度

### 適用範囲

減額の適用となる対象床面積は、120 平方メートルまでです。

省エネ改修工事に係る固定資産税減額の適用範囲

床面積	減額率
床面積が 120 平方メートル以下のもの	固定資産税額の 3 分の 1※
床面積が 120 平方メートルを超えるもの	120 平方メートル分の固定資産税額の 3 分の 1※

※平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に改修が行われ、長期優良住宅の認定を受けた場合、減額率は固定資産税額の 3 分の 2 となります。

## 申告方法

要件を満たし、減額を受けようとする方は、「**熱損失防止（省エネ）改修等住宅に係る固定資産税減額申告書**」に添付書類を添えて資産税課に提出してください。

なお、申告は原則として改修後 3 ヶ月以内に行ってください。3 ヶ月以内に行えなかった場合は、備考欄にその理由を記載してください。

## 添付書類

- 1.納税義務者の住民票の写し（市内居住者で、個人番号を記載して提出した場合は、必要としない）
- 2.改修に要した費用を証する書類
- 3.増改築等工事証明書（省エネ基準に適合していることが確認できる書類）
- 4.当該熱損失防止改修等に係る契約をした日を証する書類（平成 25 年 4 月 1 日前に熱損失防止改修等に係る契約が締結され、同日以後に当該熱損失防止改修等が完了する場合、熱損失防止改修等に要した費用の額が 30 万円以上のもの）
- 5.補助金の交付を受けたことを確認することができる書類
- 6.平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に改修が行われ、長期優良住宅の認定を受けた場合は認定通知書の写し
- 7.個人番号カードまたは通知カード
- 8.本人確認書類の写し（個人番号カードを添付した場合には、必要としない）

## その他

- ・減額措置は 1 回限りの適用となります。
- ・バリアフリー改修工事に係る減額措置との併用適用は可能ですが、耐震改修工事に係る減額措置との同時適用はできません。

## 提出場所

〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760 番地  
成田市役所 2 階 資産税課

## 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分  
（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

### お問い合わせ

成田市役所資産税課 家屋係  
電話: 0476-20-1514  
FAX: 0476-24-2858